ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラム

目次

- 1) ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラムについて
- 2) ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラムにおける総合診療専門医研修
- 3) 専攻医の到達目標
- 4)研修内容について
- 5)研修施設の概要について
- 6) プログラムの年間計画
- 7) 専門研修の評価について
- 8) 修了判定について
- 9) 専門研修実績記録システム、マニュアル等について
- 10) 総合診療研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件
- 11) 専門研修プログラム管理委員会
- 12) 総合診療専門研修指導医

- 13) 指導医の質の維持
- 14) 専門研修プログラムの改善方法とサイトビジットについて
- 15) 専攻医の受け入れ数について
- 16) 専攻医の就業環境について
- 17) 専攻医の採用

魚沼圏域は、医師不足県である新潟県の中でもさらに医師不足である地域である一方、国民健康保険での医療費は県内でも最も少ない地域です。その理由として、魚沼圏域では長年にわたり、健康診断の充実や自治体と一体となった地域包括ケアが行われてきたことがあげられます。

圏域では、長年にわたり重症疾患に対する対応は隣接した長岡医療圏に依存していたため、2015年に医療再編が行われ、魚沼基幹病院という救急救命センターを持つ医療機関が新設されました。「地域で1つの医療機関」というコンセプトのもと各医療機関での役割分担が行われています。

高次医療機関ができ、専門診療科は以前より充実してきましたが、在宅医療などを支えるべき開業医が高齢化を理由に減少。元々地域包括ケアを支えてきた医療資源の減少が顕在化してきています。

湯沢町保健医療センター(町立湯沢病院)では、2002年の開院以来総合診療・家庭医療を専門とする医師が中心となり、湯沢町と連携することで湯沢町の地域包括ケアに寄与してきました。また多数の医学生、初期臨床研修医の地域医療研修、他の総合診療・家庭医療プログラムの専攻医の教育を受け入れ一定の成果を上げてきました。

2023年、地域の現状を鑑み、湯沢町保健医療センター(町立湯沢病院)が中心となった総合診療専門研修プログラムを立ち上げました。魚沼医療圏、ひいては新潟県の総合診療・家庭医療・地域医療に貢献する人材を養成し、老若男女に関わらず一人の人をトータルで見ることができ、異なるニーズに的確に対応できるだけでなく、患者それぞれの背景を考えて診療に当たり、地域全体のために自分の知識や技術を提供することの出来る「地域を診る視点を持つ医師」を育成したいと考えています。

日本専門医機構の定める7つの資質・能力である

- 1, 包括的統合アプローチ
- 2. 一般的な健康問題に対する診療能力
- 3. 患者中心の医療・ケア
- 4. 連携重視のマネージメント
- 5. 地域包括ケアを含む地域志向アプローチ
- 6. 公益に資する職業規範
- 7. 多様な信用の場に対応する能力

を備えた医師は、「地域で働く医師は、地域で育てられる」という言葉もあり、やはり現場に密着して研修を行うことが必要であると考えます。

ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラムで行う研修は、充実した 地域包括ケアのリソースのある地域での研修を行うことのできる、質の高い総 合診療専門研修プログラムです。

2) ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラムにおける総合診療専

基幹施設である町立湯沢病院は、地域におけるかかりつけ病院として、在宅医療の提供や湯沢町と連携して地域包括ケアの中心となるだけでなく、24 時間365 日の救急対応を行うことで急性期疾患への対応も行なっています。総合診療専門研修1と2を町立湯沢病院で行い、内科研修は同じ圏域でより規模が大きい県立十日町病院か別の圏域の都市部の病院である済生会新潟県央基幹病院で行い、小児科は圏域の高次機能病院である魚沼基幹病院、救急科は都市部の病院である済生会新潟県央基幹病院で行います。

また国内でも先進的な総合診療を学ぶことのできる東京北医療センター総合 診療科やプライマリ・ケアに必要な女性診療を学ぶことのできる市立恵那病院 での選択研修も可能です。

総合診療医に必要な知識・技術・地域を見る視点を、経験豊かな指導医の元で、実際の地域・へき地医療の現場をフィールドとすることで、実践の中(On the job)から学ぶ事のできる研修を行います。

またプログラム在籍中、自分の働く地域で楽しみながら診療ができるようになるようにプログラム責任者が中心となってサポートを行います。

ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラムでは、プログラム全体の研修期間を3年と定めています。

日本専門医機構の定める修練のプロセスによると、

- ・1年次修了時には、患者の情報を過不足なく明確に指導医や関連職種に報告 し、健康問題を迅速かつ正確に同定することができる。
- ・2年次修了時には診断や治療プロセスも標準的で患者を取り巻く背景も安定しているような、比較的単純な健康問題に対して的確なマネージメントを提供することができる。
- ・3年次修了時には、他疾患合併で診断や治療プロセスに困難さがあったり、患者を取り巻く背景も疾患に影響したりしているような複雑な健康問題に対しても的確なマネージメントを提供することができ、かつ指導できる。となっています。

ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラムでは、その評価は研修手帳における達成状況や多職種による評価(360度評価)、実際の現場でのパフォーマンスの評価(Mini-CEX など)、ポートフォリオなどを用いた評価を行います。

研修項目、各ローテーションについては、各年度の開始前に連携施設と調整の上、専攻医と研修内容などを検討の上決定します。

指導においてはプログラム統括責任者を中心として、各研修担当指導医・研修を中心として行います。

各専攻医にはプログラム責任者が、月に一度何らかの形で面談(直接もしくは Web)を行い、現状の研修状況の振り返りを行います。

また連携しているプログラムの Web での振り返りや勉強会に参加すること

で、他のプログラムとの交流をそれぞれ月に一度行います。

日本プライマリ・ケア連合学会やその他の学会の主宰する各種研修会、学会、地方会への参加・発表、地域医師会などの主宰する勉強会などにも積極的に参加するように求めます。

Reflective Practitioner としての自己学習が、医師にとって必須です。ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラムでは UpToDate や DynaMed などの二次媒体の利用が可能となっています。その他、総合診療領域の各種テキストや Web 教材、更には各学会が作成するガイドライン等を適宜活用しながら、幅広い学習を推奨します。

また生涯研修の成果を発表する研究については、地域の現場で働く総合診療 医からの発信が今後の日本の医療においても大きな意味や役割を持つだけでな く、総合診療医の医学界における地位の向上、確立のためにも必要なものと考 えます。外部の指導医によるサポートを得ながら研究を行い、日本プライマ リ・ケア連合学会などの関連学会での積極的な発表、論文の作成発表を行うこ とが研修期間中に義務付けられています。

3) 専攻医の到達目標

「地域の事情に合わせて、必要とされる能力を提供することができ患者背景や 地域の事情を考慮した診療ができる総合診療医」となることが目標です。 具体的には、プログラム終了時に

- ・地域の診療所で、管理者として勤務することができる。
- ・地域の中小病院で、独立して勤務することができる。 レベルに到達することを目標とします。

そのために以下の知識、技能の習得を行うこととします。

① 専門知識

総合診療の専門知識は以下の6領域で構成されます。

1.地域住民が抱える健康問題には、単に生物医学的問題のみではなく、患者自身

の健康観や病いの経験が絡み合い、患者を取り巻く家族、地域社会、文化など

の環境(コンテクスト)が関与していることを含めて全人的に理解し、患者、

家族が豊かな人生を送れるように、コミュニケーションを重視した診療・ケア を提供する。

- 2.総合診療の現場では、疾患のごく初期の未分化で多様な訴えに対する適切な診療推論に基づく診断・治療から、複数の慢性疾患の管理や複雑な健康問題への対処、さらには健康増進や予防医療まで、多様な健康問題に対する包括的なアプローチが求められる。そうした包括的なアプローチは断片的に提供されるのではなく、地域に対する医療機関としての継続性、さらには診療の継続性に基づく医師・患者の信頼関係を通じて、一貫性を持った統合的な形で提供される。。
- 3.多様な健康問題に的確に対応するためには、地域の多職種との良好な連携体制の中での適切なリーダーシップの発揮に加えて、医療機関同士あるいは医療・介護サービス間での円滑で切れ目ない連携も欠かせない。更に、所属する医療期間内の良好な連携のとれた運営体制に貢献する必要がある。
- 4.地域包括ケア推進の担い手として積極的な役割を果たしつつ、医療機関を受診していない人も含む全住民を対象とした保健・医療・介護・福祉事業への積極的な参画と同時に、地域ニーズに応じた優先度の高い健康関連問題の積極的な把握と体系的なアプローチを通じて、地域全体の健康向上に寄与する。

- 5.総合診療専門医は日本の総合診療の現場が外来・救急・病棟・在宅と多様であることを踏まえて、各現場で多様な対応能力を発揮すると共に、ニーズの変化に対応して自ら学習・変容する能力が求められる。
- 6.繰り返し必要となる知識を身につけ、臨床疫学的知見を基盤としながらも、常 に重大ないし緊急な病態に注意した推論を実践する。

② 専門技能

総合診療の専門技能は以下の5領域で構成されます。

- 1.外来・救急・病棟・在宅という多様な総合診療の現場で遭遇する一般的な症候 及び疾患の評価及び治療に必要な身体診察及び検査・治療手技。
- 2.患者との円滑な対話と医師・患者の信頼関係の構築を土台として、患者中心の 医療面接を行い、複雑な人間関係や環境の問題に対応するためのコミュニケ ーション技法。
- 3.診療情報の継続性を保ち、自己省察や学術的利用に耐えうるように、過不足な く適切な診療記録を記載し、他の利用・介護・福祉関連施設に紹介するときに は、患者の診療情報を適切に診療情報提供書へ記載して速やかに情報提供す

ることができる能力。

- 4.生涯学習のために、情報技術(information technology; IT)を適切に用いたり、地域ニーズに応じた技能の修練を行ったり、人的ネットワークを構築することができる能力。
- 5.診療所・中小病院において基本的な医療機器や人材などの管理ができ、スタッフとの協働において適切なリーダーシップの提供を通じてチームの力を最大限に発揮させる能力。

③ 経験すべき疾患・病態

経験目標については一律に症例数で規定しておらず、各項目に応じた到達段階を満たすことが求められます。なお、この項目以降での経験の要求水準としては、「一般的なケースで、自ら判断して対応あるいは実施できたこと」とします。

- 1.以下に示す一般的な症候に対し、臨床推論に基づく鑑別診断および、他の専門医へのコンサルテーションを含む初期対応を適切に実施し、問題解決に結びつける経験をする。(全て必須)
- 【ショック 急性中毒 意識障害 疲労・全身倦怠感 心肺停止 呼吸困難

身体機能の低下 不眠 食欲不振 体重減少・るいそう 体重増加・肥満 浮腫リンパ節腫脹 発疹 黄疸 発熱 認知脳の障害 頭痛 めまい 失神 言語障害 けいれん発作 視力障害・視野狭窄 目の充血 聴力障害・耳痛 鼻漏・鼻閉 鼻出血 嗄声 胸痛 動悸 咳・痰 咽頭痛 誤嚥 誤飲 嚥下困難吐血・下血 嘔気・嘔吐 胸やけ 腹痛 便通異常 肛門・会陰部痛 熱傷 外傷 褥瘡 背部痛 腰痛 関節痛 歩行障害 四肢のしびれ 肉眼的血尿 排尿障害(尿失禁・排尿困難) 乏尿・尿閉 多尿 不安気分の障害(うつ) 興奮 女性特有の訴え・症状 妊婦の訴え・症状 成長・発達の障害】

- 2.以下に示す一般的な疾患・病態について、必要に応じて他の専門医・医療職と連携をとりながら、適切なマネジメントを経験する。(必須項目のカテゴリーのみ掲載)
- 【貧血 脳・脊髄血管障害 脳・脊髄外傷 変性疾患 脳炎・脊髄炎 一次性頭痛 湿疹・皮膚炎群 蕁麻疹 薬疹 皮膚感染症 骨折 関節・靭帯の損傷及び障害 骨粗鬆症 脊柱障害 心不全 狭心症・心筋梗塞 不整脈 動脈疾患静脈・リンパ管疾患 高血圧症 呼吸不全 呼吸器感染症 閉塞性・拘束性肺疾

患 異常呼吸 胸膜・縦隔・横隔膜疾患 食道・胃・十二指腸疾患 小腸・大腸疾患 胆嚢・胆管疾患 肝疾患 膵臓疾患 腹壁・腹膜疾患 腎不全 全身疾患による腎障害 泌尿器科的腎・尿路疾患 妊婦・授乳婦・褥婦のケア 女性生殖器およびその関連疾患 男性生殖器疾患 甲状腺疾患 糖代謝異常 脂質異常症 蛋白および核酸代謝異常 角結膜炎 中耳炎 急性・慢性副鼻腔炎 アレルギー性鼻炎 認知症 依存症 (アルコール依存、ニコチン依存) うつ病 身体症状症(身体表現性障害) 適応障害 不眠症 ウイルス感染症 細菌感染症 膠原病とその合併症 中毒 アナフィラキシー 熱傷 小児ウイルス感染 小児細菌感染症 小児喘息 小児虐待の評価 高齢者総合機能評価 老年症候群維持治療機の悪性腫瘍 緩和ケア】

④ 経験すべき診察・検査等

総合診療の現場で遭遇する一般的な症候及び疾患への評価及び治療に必要な 身体診察及び検査を経験します。なお経験目標については、一律に症例数や経験 数で規定しておらず、各項目に応じた到達段階を満たすことが求められます。

(ア) 身体診察

- 1. 小児の一般的身体診察及び乳幼児の発達スクリーニング診察
- 2. 成人患者への身体診察(直腸、前立腺、陰茎、精巣、鼠径、乳房、筋骨格系、神経系、皮膚を含む)
- 3. 高齢患者への高齢者機能評価を目的とした身体診察(歩行機能、転倒・骨 折リスク評価など)や認知機能検査(HDS-R、MMSE など)
- 4. 耳鏡・鼻鏡・眼底鏡による診察を実施できる。
- 5.婦人科的診察(腟鏡診による内診や外陰部の視診など)を実施できる。

(イ) 検査

- 1. 各種の採血法(静脈血・動脈血)
- 2. 簡易機器による血液検査・簡易血糖測定・簡易凝固能検査、採尿法(導尿 法を含む)
- 3. 注射法(皮内・皮下・筋肉・静脈注射・点滴・成人及び小児の静脈確保 法、中心静脈確保法を含む)
- 4. 穿刺法 (腰椎・膝関節・肩関節・胸腔・腹腔・骨髄を含む)
- 5. 単純ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラム線検査(胸部・腹部・KUB・骨格系を中心に)
- 6. 心電図検査・ホルター心電図検査・負荷心電図検査

- 7. 超音波検査(腹部・表在・心臓・下肢静脈)
- 8. 生体標本 (喀痰、尿、皮膚等) に対する顕微鏡的診断
- 9. 呼吸機能検査
- 10.オージオメトリーによる聴力評価及び視力検査表による視力評価
- 11.消化管内視鏡(上部、下部)
- 12.造影検査(胃透視、注腸透視、DIP)、頭・頸・胸部単純CT、腹部単純・ 造影CT、頭部MRI/MRA

詳細は総合診療専門医専門研修カリキュラムの経験目標1を参照

⑤ 経験すべき手術・処置等

総合診療の現場で遭遇する一般的な症候及び疾患への評価及び治療に必要な治療手技を経験します。一律に症例数や経験数で規定しておらず、各項目に応じた 到達段階を満たすことが求められます。(総合診療専門医 研修手帳)

- (ア) 救急処置
- 1.新生児、幼児、小児の心肺蘇生法 (PALS)
- 2. 成人心肺蘇生法 (ICLS またはACLS)
- 3. 病院前外傷救護法(PTLS)

(イ)薬物治療

- 1.使用頻度の多い薬剤の副作用・相互作用・形状・薬価・保険適応を理解して処方することができる。
- 2. 適切な処方箋を記載し発行できる。
- 3. 処方、調剤方法の工夫ができる。
- 4.調剤薬局との連携ができる。
- 5. 麻薬管理ができる。
- (ウ) 治療手技・小手術
- 1. 簡単な切開・異物摘出・ドレナージ
- 2. 止血・縫合法及び閉鎖療法
- 3. 簡単な脱臼の整復、包帯・副木・ギプス法
- 4. 局所麻酔(手指のブロック注射を含む)
- 5.トリガーポイント注射
- 6. 関節注射(膝関節·肩関節等)
- 7.静脈ルート確保および輸液管理(IVH を含む)
- 8. 経鼻胃管及びイレウス管の挿入と管理、胃瘻カテーテルの交換と管理
- 9. 導尿及び尿道留置カテーテル・膀胱瘻カテーテルの留置及び交換

- 10. 縟瘡に対する被覆治療及びデブリードマン
- 11.在宅酸素療法の導入と管理
- 12.人工呼吸器の導入と管理
- 13.輸血法(血液型・交差適合試験の判定や在宅輸血ガイドラインを含む)
- 14.各種ブロック注射(仙骨硬膜外ブロック・正中神経ブロック等)
- 15.小手術(局所麻酔下での簡単な切開・摘出・止血・縫合法滅菌・消毒法)
- 16.包帯・テーピング・副木・ギプス等による固定法
- 17.穿刺法(胸腔穿刺・腹腔穿刺・骨髄穿刺等)
- 18.鼻出血の一時的止血
- 19.耳垢除去、外耳道異物除去
- 20.咽喉頭異物の除去(間接喉頭鏡、上部消化管内視鏡などを使用)
- 21.睫毛抜去

詳細は総合診療専門医専門研修カリキュラムの経験目標1を参照

- ⑥ 地域医療の経験(病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療など)
- 専攻医は地域医療の経験として、以下のことを経験します。
 - 1.適切な医療・介護連携を行うために、介護保険制度の仕組みやケアプランに

則した各種サービスの実際、更には、介護保険制度における医師の役割および医療・介護連携の重要性を理解して下記の活動を地域で経験する。

- a.介護認定審査に必要な主治医意見書の作成
- b.各種の居宅介護サービスおよび施設介護サービスについて、患者・家族に 説明し、その適応を判断
- c.ケアカンファレンスにおいて、必要な場合には進行役を担い、医師の立場 から適切にアドバイスを提供
- d.サービス付き高齢者住宅、グループホーム、老健施設、特別養護老人ホームなどの施設入居者の日常的な健康管理を実施
- e.施設入居者の急性期の対応と入院適応の判断を、医療機関と連携して実施
- 2.地域の医師会や行政と協力し、地域包括ケアの推進や地域での保健・予防活動に寄与するために、以下の活動を経験する。
 - a.特定健康診査への事後指導
 - b.特定保健指導への協力
 - c.各種がん検診での要精査者に対する説明と指導
 - d.保育所、幼稚園、小学校、中学校において、健診や教育などの保健活動に 協力

- e.産業保健活動に協力
- f.健康教室(高血圧教室、糖尿病教室、高脂血症教室等)の企画・運営に協力
- 3.主治医として在宅医療を 10 症例以上経験する。(看取りの症例を含むことが望ましい)

⑦ 学問的姿勢

専攻医には、以下の2つの学問的姿勢が求められます。

- ・常に標準以上の診療能力を維持し、さらに向上させるために、ワークライフ バランスを保ちつつも、生涯にわたり自己研鑚を積む習慣を身につける。その 手段としてEBMについての理解を深め、インターネットなどを利用して最新の 知識を得る能力を習得する。
- ・総合診療の発展に貢献するために、教育者あるいは研究者として啓発活動や 学術活動を継続する習慣を身につける。
- この実現のために、具体的には下記の研修目標の達成を目指します。

(ア) 教育

1. 学生・研修医に対して1対1の教育を行うことができる。

- 2. 学生・研修医向けにテーマ別の教育目的のセッションを企画・実施・評価・改善することができる。
- 3.専門職連携教育(総合診療を実施する上で連携する他職種に対する教育)を提供することができる。

(イ) 研究

- 1.日々の臨床の中から研究課題を見つけ出すという、総合診療や地域医療における研究の意義を理解し、症例報告や臨床研究を様々な形で実践できる。
- 2.量的研究(疫学研究など)、質的研究双方の方法と特徴について理解し、批判的に吟味でき、各種研究成果を自らの診療に活かすことができる。 また専攻医は原則として学術活動に携わる必要があり、日本プライマリ・ケア連合学会などの学術大会での発表(筆頭に限る)や論文発表(共同著者を含む)を行うことが求められます。
- ⑧ 医師に必要な資質・能力、倫理性、社会性など 総合診療専攻医は医療倫理やプロフェッショナリズムを意識し、以下4項目の

実践を目指して研修を行います。

- 1. 医師としての倫理観や説明責任はもちろんの事、プライマリ・ケアの専門家である総合診療医としての専門性を自覚しながら日々の診療に当たることができる。
- 2. 安全管理(医療事故、感染性、廃棄物、放射線など)を行うことができる。
- 3. 地域の現場から見出される優先度の高い健康関連問題を把握し、その解決に対して各種会議への参加や住民組織との協働、あるいは地域ニーズに応じた自らの診療の継続や変容を通じて貢献できる。
- 4. へき地・離島、被災地、医療資源に乏しい地域、あるいは医療アクセスが困 難な地域でも、可能な限りの医療・ケアを率先して提供できる。
- 4) 研修内容について

ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラムでは、基幹病院と連携施設 を利用した研修で、日本専門医機構の定める総合診療専門研修に必要な、

- (ア)総合診療専門研修1(ブロックで12ヶ月)
- (イ) 総合診療専門研修2(6ヶ月) (ア)と(イ)の両方で18ヶ月
- (ウ) 内科研修(6ヶ月)
- (エ) 小児科研修 (ブロックで3ヶ月)
- (オ) 救急研修(ブロックで 3 ヶ月)
- (カ) 選択研修(6ヶ月)
- を3年間の研修期間の間に行うことになっています。

研修内容の順序については、プログラム統括責任者との面談、プログラム研修管理委員会での認定において決定するものとします。

以下はそれぞれの研修内容についての詳細です。

(ア)総合診療専門研修1(ブロックで12ヶ月)

湯沢町保健医療センターで外来診療、訪問診療、および地域包括ケアの研修を行います。研修期間はブロックで 6 ヶ月以上が必要で、連続して 1 2 ヶ月の研修を推奨します。

<u>(イ)</u>総合診療専門研修2(6ヶ月)

湯沢町保健医療センターで、臓器別でない病棟診療と臓器別でない外来診療(救急も含む)の研修を行います。研修期間は6ヶ月必要で、基本的に初年度に行うこととします。

(ウ)内科研修(6ヶ月)

連携施設である県立十日町病院か済生会新潟県央基幹病院において研修を行います。内科系疾患の病棟診療の研修を行います。研修期間は6ヶ月が必要です。

(エ) 小児科研修 (ブロックで3ヶ月)

連携施設である魚沼基幹病院小児科において研修を行います。小児科疾患の病棟診療、外来診療(救急診療を含む)、予防接種、乳幼児健診の研修を行います。研修期間はブロックで3ヶ月が必要です。

(オ) 救急研修 (ブロックで3ヶ月)

連携施設である済生会新潟県央基幹病院救急科において研修を行います。救急処置全般、救急診療において必要とされる迅速な判断能力、特有の意思決定や プロセスを研修します。研修期間はブロックで3ヶ月が必要です。

(カ) 選択研修(6ヶ月)

総合診療に必要な分野の研修を選択で行います。基本研修領域を追加してもよいですし、プログラムで用意した連携施設での研修(総合診療、産婦人科)を行うことも可能です。

具体的なローテーション例を以下に挙げます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
1年 目	総合診療 II (湯沢)						内科(十日町 or 県央基幹)					
2年目	選択研修					救急(県央基幹)			小児(魚沼基幹)			
3年目	総合診療Ⅰ(湯沢) ★修了評価						了評価					

○専門医試験

各専門診療研修や選択研修先の診療科においては、定期的なカンファレンスや

勉強会が行われるので、それぞれのローテーション先で研修目標に設定された 内容を学ぶことが可能です。また積極的に南魚沼郡市医師会の勉強会に参加す ることが求められます。

また全体で知識、技能の習得のために、以下のような勉強会を行います。

- 1. オリエンテーションミーティング: 4 月に行う。新人専攻医との顔合わせ、年間の目標設定、レクチャー、面談を行う。
- 2.中間ミーティング(中間振り返り): 9~10月に行う。年度途中での研修状態のチェックと振り返り、面談、レクチャー、次年度の研修希望の聴取を行う。
- 3.ポートフォリオ発表会:12月に行う。連携しているプログラムの発表会に参加し、作成した経験省察研修録の発表会、面談を行う。
- 4. Web 振り返り:インターネットテレビ会議システムを利用し、1ヶ月の振り返りを行う。
- 5) 研修施設の概要について

ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラムでは基幹施設である湯沢 町保健医療センターだけではなく、魚沼圏域および新潟県内の医療機関で研修 を行います。それぞれの施設には、現場の第一線で地域医療を意識しながら専門診療を実践してきた指導医がおり、その指導を受けることで、総合診療専門医としての能力を養成します。

圏域の面積が大きいため距離はありますが、交通手段も確保された地域であり、 サイトビジットが可能となっています。

町立湯沢病院						
専門医・指導医数	総合診療専門研修指導医	2名				
	内科専門医	1名				
診療科・患者数(年間)	総合診療科	のベ外来患者数 27,900 人 入院患者総数 21,996 人				
	整形外科	のベ外来患者数 6,260 人				
		入院患者総数 7,025 人				
	眼科	のベ外来患者数 2,317 人				
		入院患者総数 21 人				
	救急車搬送数	536 台				
病院の特徴	湯沢町保健医療センターは、開院以来地域のかかりつけ病院として、湯沢町、周辺の福祉施設とも連携をとりつつ、医療が必要な患者のみならず、地域の健康な住民の方の健康問題に関わり、福祉施設の後方支援を行っています。観光地にある唯一の入院可能医療機関として、24 時間 365 日の救急対応も行っています。年間を通じて医学生の実習、初期研修医の地域医療研修をひきうけており、地域医療の現場を学ぶ医療機関としても活動を行っています。					

※患者数は令和3年度実績

・連携施設概要は別添の施設案内を参照

6) プログラムの年間計画

ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラムでは、以下のように全体で の年間計画を予定しています

- 4月 年度始めミーティング、研修プログラム管理委員会開催
- 5月 前年度修了者への修了認定証の発送
- 6月 研修修了者:専門医認定審査書類を日本専門医機構へ提出
- 7月 研修修了者:専門医認定審査(筆記試験、実技試験)、次年度専攻医の公募および説明会開催
- 9月 中間ミーティング、研修プログラム管理委員会開催、公募締切(9月末)

- 10月 次年度専攻医採用審査
- 12月 冬ミーティング (経験省察研修録発表会)
- 3月 修了判定と研修プログラム管理委員会開催(採用予定者の承認及び研修 修了認定)

7) 専門研修の評価について

専門研修中の専攻医の評価および専攻医による指導医・研修施設の相互評価は、ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラムにおいて非常に重要であると考えています。

複数診療科のローテーションが必要な総合診療専門研修については、3年間を通じて専攻医の研修状況の進捗状況を把握するシステムが必要です。

- ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラムでは、
 - ・研修手帳(J-GOAL)の記録及び定期的な指導医との振り返りを1~数ヶ月おきに定期的に実施します。その際の内容については、研修手帳に記録を行います。
 - ・プログラム責任者によるサイトビジットを行い、研修状況の把握と研修 施設指導医にフィードバックを行います。
 - ・専攻医には研修目標の各項目の達成段階について、研修手帳を用いて自己評価を行うことが求められます。指導医は、定期的な振り返りの際に、 研修目標の達成段階を確認し適切な指導を行います。
 - ・年次の途中(9月もしくは10月)に中間ミーティングを行い、そこで年度前半の研修内容のチェック、後半の研修に対しての指導、次年度の研修内容についての検討を行います。
 - ・専攻医には総合診療医のコンピテンシーに基づいたポートフォリオ(学習者がある領域に関して最良の学びをえたり、最高の能力を発揮できた症例・事例に関する経験と省察の記録)を作成することが求められますので、指導医は定期的な研修の振り返りの際に、ポートフォリオ作成状況を確認し適切な指導を提供します。年次の途中(12月)にポートフォリオ発表会を行い、それぞれのポートフォリオについて、専攻医相互で評価を行う機会を持ちます。
 - ・実際の業務に基づいた評価(Workplace-based assessment)として、 Mini-CEX(短縮版臨床評価テスト)等を利用した診療場面の直接観察や Case-based discussion(実際の症例に基づくディスカッション)を行いま す。
 - ・多職種による360度評価をローテーション終了時等、適宜実施します。
 - ・年次の最後には、進捗状況に関する総括的な確認を行い、現状と課題に 関するコメントを記録します。

【内科ローテート研修中の評価】

内科ローテート研修においては、症例登録・評価のため、内科領域で運用する専攻医登録評価システム(Web版研修手帳、J-OSLER)による登録と評価を行います。これは期間は短くとも研修の質をできる限り内科専攻医と同じようにすることが総合診療専攻医と内科指導医双方にとって運用しやすいからで

す。システムを利用するにあたり、内科学会に入会する必要はありません。12ヶ月間の内科研修の中で、最低40例を目安として入院症例を受け持ち、その入院症例(主病名、主担当医)のうち、提出病歴要約として10件を登録します。分野別(消化器、循環器、呼吸器など)の登録数に所定の制約はありませんが、可能な限り幅広い異なる分野からの症例登録を推奨します。病歴要約については、同一症例、同一疾患の登録は避けてください、提出された病歴要約の評価は、所定の評価方法により内科の担当指導医が行います。12ヶ月の内科研修終了時には、病歴要約評価を含め、技術・技能評価、専攻医の全体評価(多職種評価含む)の評価結果が専攻医登録・評価システムによりまとめられます。その評価結果を内科指導医が確認し、総合診療プログラムの統括責任者に報告されることとなります。専攻医とプログラム統括責任者がその報告に表示して、研修手帳の研修目標の達成段階を確認した上で、プログラム統括責任者がプログラム全体の評価制度に統合します。

【小児科及び救急科ローテート研修中の評価】

小児科及び救急科のローテート研修においては、基本的に総合診療専門研修の研修手帳を活用しながら各診療科で遭遇する common disease をできるかぎり多く経験し、各診療科の指導医からの指導を受けます。 3 ヶ月の小児科及び救急科の研修終了時には、各科の研修内容に関連した評価を各科の指導医が実施し、総合診療プログラムの統括責任者に報告することとなります。専攻医とプログラム統括責任者がその報告に基づいて、研修手帳の研修目標の達成28段階を確認した上で、プログラム統括責任者がプログラム全体の評価制度に統合します。

8) 修了判定について

3年修了年次の3月には、OSCE、ポートフォリオ、面接(研修中の360度評価結果などを用いる)による修了評価を行い、修了判定を行います。 具体的には、

- ・研修期間を満了し、かつ認定された研修施設で総合診療専門研修1および2 各6ヶ月以上・合計18ヶ月以上、内科研修6ヶ月、小児科研修3ヶ月、救急科研 修3ヶ月を行っていること。
- ・専攻医自身による自己評価と省察の記録、作成したポートフォリオを通じて、到達目標がカリキュラムに定められた基準に到達していること。
- ・研修手帳に記録された経験目標が全てカリキュラムに定められた基準に到達していること。
- ・プログラムの行う修了評価、特にOSCE、ポートフォリオで基準を達していること。

が必要です。専攻医は研修手帳及びポートフォリオを研修3年次の12月末までに専門研修プログラム管理委員会に送付してください。専門研修プログラム管理委員会は4月末までに修了判定を行い、5月初めに研修修了証明書を専攻医に送付します。専攻医は日本専門医機構の総合診療専門医委員会に専門医認定試験受験の申請を行ってください。

- 9) 専門研修実績記録システム、マニュアル等について
- ・研修実績および評価の記録

指導医による形成的評価、フィードバックを受けます。総括的評価は総合診療 専門研修カリキュラムに則り、少なくとも年1回行います。

専攻医の研修内容、目標に対する到達度、専攻医の自己評価、360度評価と振り返り等の研修記録、研修ブロック毎の総括的評価、修了判定等の記録を保管するシステムを構築し、専攻医の研修修了または研修中断から5年間保管します。

- ・プログラム運用マニュアルは以下のWeb版研修手帳(J-GOAL)と指導医マニュアルを用います。
- ●研修手帳(専攻医研修マニュアル)

所定の研修手帳(資料1)参照。

- ●指導医マニュアル
- 別紙「指導医マニュアル」参照。
- ●専攻医研修実績記録フォーマット

所定の研修手帳(資料1)参照

●指導医による指導とフィードバックの記録

所定の研修手帳(資料1)参照

- ・その他プログラムで配布する資料を研修中に利用してください。
- 10) 総合診療研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件

専攻医が次の1つに該当する時は、研修の休止が認められます。研修期間を延長せずに休止できる日数は、所属プログラムで定める研修期間のうち平日換算で120日までとします。

- (ア) 病気療養
- (イ)産前・産後休業
- (ウ)育児休業
- (エ)介護休業
- (オ) その他、やむを得ない理由
- ・大学院進学など専攻医が研修を中断する場合は専門研修中断証を発行します。 再開の場合は再開届けを提出することで対応します。
- ・妊娠、出産後など短時間雇用の形態での研修が必要な場合は研修期間を延長 する必要がありますので、研修延長申請書を提出することで対応します。
- ・専攻医は原則として1つの専門研修プログラムで一貫した研修を受けなければなりません。ただし、次の1つに該当する時には、専門研修プログラムを移籍

することができます。その場合には、移籍元、移籍先のプログラム統括責任者間 の協議だけでなく、日本専門医機構・領域研修委員会への相談などが必要となり ます。

- (ア) 所属プログラムが廃止され、または認定を取り消された時
- (イ) 専攻医にやむを得ない理由がある時

11) 専門研修プログラム管理委員会

基幹施設である湯沢町保健医療センターには、専門研修プログラム管理委員会と、専門研修プログラム統括責任者(委員長)を置きます。専門研修プログラム管理委員会は、委員長、副委員長、事務局代表者、および専門研修連携施設の研修責任者、コメディカルで構成されます。研修プログラムの改善へ向けての会議には専門医取得直後の若手医師代表(プログラム修了生)が加わります。専門研修プログラム管理委員会は、専攻医および専門研修プログラム全般の管理と、専門研修プログラムの継続的改良を行います。専門研修プログラム統括責任者は一定の基準(指導医資格をもつこと、総合診療専門研修統括プログラム責任者講習会を受講していること)を満たしています。

連携施設においては個別に委員会を設置するのではなく、連携施設の指導医責任者も出席する形で、連携施設における研修の管理を行います。

基幹施設の役割

基幹施設は連携施設とともに施設群を形成します。基幹施設に置かれた専門研修プログラム統括責任者は、総括的評価を行い、修了判定を行います。また、専門研修プログラムの改善を行います。

専門研修プログラム管理委員会の役割と権限

- ・専門研修を開始した専攻医の把握と日本専門医機構の総合診療研修委員会へ の専攻医の登録
- ・専攻医ごとの、研修手帳及びポートフォリオの内容確認と、今後の専門研修 の進め方の検討
- ・研修手帳及びポートフォリオに記載された研修記録、総括的評価に基づく、 専門医認定申請のための修了判定
- ・各専門研修施設の前年度診療実績、施設状況、指導医数、現在の専攻医数に 基づく、次年度の専攻医受け入れ数の決定
- ・専門研修施設の評価に基づく状況把握、指導の必要性の決定
- ・専門研修プログラムに対する評価に基づく、専門研修プログラム改良に向け た検討
- ・サイトビジットの結果報告と専門研修プログラム改良に向けた検討
- ・専門研修プログラム更新に向けた審議
- ・翌年度の専門研修プログラム応募者の採否決定
- ・各専門研修施設の指導報告

- ・専門研修プログラム自体に関する評価と改良について日本専門医機構への報告内容についての審議
- ・専門研修プログラム連絡協議会の結果報告

12) 総合診療専門研修特認指導医

本プログラムには、総合診療専門研修特認指導医が総計5名在籍しています。 指導医には臨床能力、教育能力について、7つの資質・能力を具体的に実践していることなどが求められ、総合診療専門研修特任指導医講習会の受講を必要とします。

なお、指導医は、以下のア)~キ)のいずれかの立場の方より選任されておりゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラムにおいては(ア)のプライマリ・ケア認定医 2 名が参画しています。

ア)日本プライマリ・ケア連合学会認定のプライマリ・ケア認定医、及び家庭医

療専門医

- イ)全自病協・国診協認定の地域包括医療・ケア認定医
- ウ)日本病院総合診療医学会認定医
- 工)日本内科学会認定総合内科専門医
- オ)大学病院または初期臨床研修病院にて総合診療部門に所属し総合診療を行
- う医師(日本臨床内科医会認定専門医等)
- カ)オ)の病院に協力して地域において総合診療を実践している医師
- キ)都道府県医師会ないし郡市区医師会から≪総合診療専門医専門研修カリキ
- ュラムに示される「到達目標:総合診療専門医の 7 つの資質・能力」について地

域で実践してきた医師≫として推薦された医師

13) 指導医の質の維持

指導医はポートフォリオ、Mini-CEX、Case-discussion、および 360 度評価などの評価法、振り返りなどのフィードバック法について、日本プライマリ・ケア連合学会やプログラムの行う指導医講習会などで学習を行います。

14) 専門研修プログラムの改善方法とサイトビジットについて

本研修プログラムでは専攻医からのフィードバックを重視してプログラムの改善を行うこととしています。

1) 専攻医による指導医および本研修PG に対する評価

専攻医は、毎年次の終わりに指導医、専攻医指導施設、本研修プログラムに対する評価を行います。また指導医も専攻医指導施設、本研修プログラムに対する評価を行います。評価は所定の用紙を用い集計を行います。

専攻医や指導医等からの評価は、専門研修プログラム管理委員会に提出され、 専門研修プログラム管理委員会は本研修プログラムの改善に役立てます。この ようなフィードバックによって本研修プログラムをより良いものに改善してい きます。なお、こうした評価内容は記録され、その内容によって専攻医に対す る不利益が生じることはありません。

2) 研修に対する監査(サイトビジット等)・調査への対応

本研修プログラムに対して日本専門医機構からサイトビジット(現地調査)が行われます。その評価にもとづいて専門研修プログラム管理委員会で本研修プログラム の改良を行います。本研修プログラム更新の際には、サイトビジットによる評価の結果と改良の方策について日本専門医機構の総合診療研修委員会に報告します。

また同時に、総合診療専門研修プログラムの継続的改良を目的としたピアレビューとして、総合診療領域の複数のプログラム統括責任者が他の研修プログラムを訪問し観察・評価するサイトビジットを実施します。該当する学術団体等によるサイトビジットが企画されますが、その際には専攻医に対する聞き取り調査なども行われる予定です。

専門研修プログラム管理委員会は必要と判断した場合、専攻医指導施設の実地調査および指導を行います。評価にもとづいて何をどのように改善したかを記録し、毎年3月31日までに日本専門医機構の総合診療研修委員会に報告します。

また専攻医が日本専門医機構に対して直接、指導医やプログラムの問題について報告し改善を促すこともできます。

15) 専攻医の受け入れ数について

各専門研修施設における年度毎の専攻医数の上限は、当該年度の総合診療研修 I 及び II を提供する施設で指導にあたる総合診療専門研修指導医×2です。3 学年の総数は総合診療専門研修指導医×6です。本研修 PG における専攻医受け入れ可能人数は、基幹施設および連携施設の受け入れ可能人数を合算したものです。また、受入専攻医数は施設群が専攻医の必要経験数を十分に提供でき、質の高い研修を保証するためのものです。

ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラムでは専攻医の受け入れ数は年間2名を定員と定めています。

16) 専攻医の就業環境について

基幹施設および連携施設の研修責任者とプログラム統括責任者は専攻医の労働環境のチェック、改善と安全の保持に努めます。

専攻医の勤務時間、休日、当直、給与などの勤務条件については、労働基準法を遵守し、各施設の労使協定に従います。さらに、専攻医の心身の健康維持への配慮、当直業務と夜間診療業務の区別とそれぞれに対応した適切な対価を支払うこと、バックアップ体制、適切な休養などについて、勤務開始の時点で説明を行います。

17) 専攻医の採用

採用方法

ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラム総合診療専門研修プログラム管理委員会は、毎年7月からプログラム独自の説明会や民間企業によるプログラム説明会などでプログラム説明を行い、総合診療専攻医を募集します。プログラムへの応募者は、9月30日(仮)までに研修プログラム責任者宛に所定の形式の応募申請書、履歴書、初期研修プログラム責任者などの推薦状を提出してください。申請書は

- (1)電話で問い合わせ 025-780-6543
- (2)e-mail で問い合わせ yinoue@jadecom.jp

のいずれの方法でも入手可能です。原則として10 月中に書類選考および面接を行い、採否を決定して本人に文書で通知します。応募者および選考結果については11月のゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラム管理委員会において報告します。

・研修開始届け

研修を開始した専攻医は、各年度の5月31日までに以下の専攻医氏名報告書 を、ゆきぐに-えちごゆざわ総合診療専門研修プログラム管理委員会に提出し ます。

- ・専攻医の氏名と医籍登録番号、専攻医の卒業年度、専攻医の研修開始年度
- ・ 専攻医の履歴書

・専攻医の初期研修修了証

以上